

参加された皆さまの発言を尊重して、修正せず当日発言された内容を掲載することを基本にしていますが、下記のとおり掲載にあたって配慮を行っています。

- ・ 発言者については氏名を記載せず、委員については委員と、NUMO 職員については NUMO と、ファシリテーターについてはファシリテーターと、テーブルファシリテーターについてはテーブルファシリテーターと記載しています。
- ・ 個人名の特定につながり得る発言等、文書として公開するに当たって配慮が必要な部分については、一部加工しています（「〇〇」と記載）。ただし、NUMO 職員、北海道経済産業局職員、ファシリテーター、テーブルファシリテーターの氏名が、発言中にある場合は、そのまま記載しています。
- ・ 記載することで発言の内容がわかりやすくなり、かつ発言中の議論に影響を与えないものについては、一部加工しています。

#### 神恵内村 対話の場（第14回）会議録

1. 日 時：2023年6月8日（木）午後6時30分から午後8時33分

2. 場 所：神恵内村漁村センター

3. 会議録：

（1）開会

○NUMO

皆さまこんばんは。NUMO 神恵内交流センター事務局の川名でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより第14回神恵内村 対話の場を開始いたします。

始めに、ちょっとお詫びとお断りを申し上げます。本日、放射線のご講演をいただくために 飯塚先生をお招きしておりましたが、到着後、体調が非常に優れない様子でございました。このため、次回以降に改めてお願いするということとさせていただきます。つきましては、プログラムを一部変更してこの後を進めさせていただけないかと、事務局では考えているところでございます。本日の進め方については、大浦さんのほうから皆さまにお伺いしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。皆さん、どうもこんばんは。ちょっとお久しぶりですかね。今日も、進行は僕と、

○ファシリテーター

佐野です。

○ファシリテーター

この2人で進めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○ファシリテーター

よろしく願いします。

○ファシリテーター

それですね、ここでいつも前説が入るところなんですが、入っていく前に今日、放射線の影響だとか基礎知識だとかといったことについて、東京大学の先生をお願いをして、もうお手元に資料も配られていると思います。講演していただくことでさっき会場まで来てくださったんですけども、なんかすごく体調が悪そうで、ちょっとこのまま続けていくのは難しいだろうということで、少なくともそこは無理だということが分かりました、というか決まりました。そこはちょっと次回以降、とっても大事な話なので必ずやるということで、今回はそのテーマを見送りとして先送りをさせていただきたいと思います。ということで、まずそれは1つご了解いただきたいと思います。

それで、今日これからどうするかなんですけども、この後、前からお話しをしています文献調査の中間報告が残っていますので、これはどうしても、今日せっかく来ていただいたのでお話を聞いていただきたいです。その後、選択肢がいくつかあるんですけども、1つは、もうやめて帰る。ただ、せっかくみんな来ていただいているので、僕のほうではちょっとテーマを急遽、実はあんまり何も用意してないで急に用意したんですけども急遽。前に皆さん方で「まちおこし」の話だとか「地域振興」だとかについてちょっとお話をさせていただいたんですけども、そのお話についてもうちょっと深めるという時間を取るのであれば、ちょっととっつきやすいかなとか思っ、ちょっとテーマを用意してみました。教育だとかITだとか観光だとか子育てだとか漁業だとか公共交通とかと書いてあるんですけども、このテーマは実は前に皆さん方がテーブルで話し合ってください、付箋をずっと並べていくと、「この村こんなことやったほうがいいんじゃないですか」といったものを並べていくつかに分類していくと、この5つ6つに分かれたということなんですよね。というのを作ったんですけども、ただ見れば見るほど実はもっと、「子育てってどんな政策があり得るか」とかというふうに考えると、実はもっともっといろんなものがあるんじゃないかなとか思っ、見ていました。それについて、ちょっとこれから皆さん方にお話をさせていただくという時間が取れないかなというふうに思っ、ます。それが僕のほうで用意した今日考えているテーマです。後半でお話し合っ、いただくテーマ。例えば、観光だったらこの村にこれから先こんな選択肢があるんじゃないか、ということ提案していただくとか妄想していただくといった時間を作れないかなと思っ、ています。というので、ちょっと2つぐらい選択肢があると思うんですけど、「もっとこんなことやったほうがいい」というのが皆さん方なにかありますか？

「散会して帰っちゃったほうがいいんじゃないですか」という方いらっしゃいますか？ 「もう、いいや」って、これ話して帰ろうかって。早く帰って寝たいとか、1杯飲みたいとか。

では後半、この「まちおこしのテーマ」について話し合うという話をしていいでしょうかね？ どうでしょうかね。異議のある方とか、「もうちょっとこうしたほうがいい」とかというのがあれば。すみませんね、ちょっと準備不足でうまく出来るかどうかあまり自信がないんですけども、なんとかやってみようと思いますので、ファシリテーターの皆さんに協力していただきながら。

それでは、文献調査の中間報告が終わった後については「まちおこし」について話し合いをしていくということで進めていきたいと思います。これは後でもう少し詳しく、どういうふうに進めるか説明します。よろしいでしょうかね。では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今日これから対話の場を始めるにあたって、いつもと同じように今日のルールをお話しましょう。今日のルールとか僕の立ち方とかですね。

まず、本日のメンバーのご紹介です。まず、NUMOの方。テーブルに説明として入っていただいています。ありがとうございます。元々、放射線の基礎知識の話をする予定していたので、テーブルには東京から技術の人たちが説明しようと思って意気揚々として来ていますけれども、今日は技術の話はなしになりました。まちおこしのお話を一緒にしてあげてください。あと、経済産業省の方。道庁の方も来ていただいています。村役場の方、来ていただいています。テーブルで手を上げてくださってる方、記録係としてテーブルに入ってくださいの方もいらっしゃいます。ありがとうございます。あと、テーブルファシリテーターの方。テーブルのご案内をする係として、いつもどおり入っていただいております。ありがとうございます。あと呼んでない人いたっけ？ 大丈夫かな。僕は呼ばれていないという人いませんか。大丈夫ですか。忘れてないですか。こういうメンバーで今日も皆さん方と一緒に8時30分まで進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今日の流れですけれども、文献調査の進捗状況の後に「まちおこし」についてお話をする時間を取りましょう。

それと大事ないつもお話ししている私たちのモットーですけども、答えを誘導するような行為には関わらないということで、必ず毎回お話をするようにしています。そういうようなモットーがあります。そのもとの、私たちは一体誰のためにいるのか。これも今日で14回目ですね、皆さん方の場でお話しするのは。もちろん、ここにいる皆さん方のために僕ら今日この場にいるんですけども、ただそれだけじゃなくて、この場に関心を寄せてくださってる方とか、地層処分事業そのものに関心を寄せてくださってる方、いろんな方がいらっしゃると思います。そういう方々のためにも実はこの対話の場はありますし、地層処分は地下の中に埋めてしまうと10万年もの間、地下に保管し続けなければならない。あってくれなきゃならないことなので、後世のためにも私たちはこういう話し合いをしているんだろうなというふうに考えております。

対話の場の約束事ですが、皆さん方にお話をさせていただきたいので、できるだけ自由に、できるだけ争いのないようにお話をさせていただきたいのですが、場合によっては誰かが長い時間お話をするようなことがあれば、その方の説明を「ちょっとここで話し切らせていただいていいでし

ようかね」というふうをお願いするような場面が出てくるかもしれないです。それと、人の話を無理に否定する必要はなくて、誰かがこういうふうに言って自分が違う意見だとしても、「お前が違う」ということではなくて、自分の意見を表明していただければそれで結構です。それと、ちょっと大事なことですけども、ここでお話すること、「どんな話があったの？」と聞かれたときに、「あんな話がありました、こんな話がありました」という話はしますわね。しないわけにいかないんですけども、でも、「誰が何を言ったの」というところの「誰が」のところは外には出さないでいただきたいというふうをお願いしております。今の対話の場の約束事ですが、これは第1回の対話の場で、最初の対話の場のときに皆さん方で話し合って合意して決めたものです。これも変えていいことになってるルールなんですけども、もしも何かもうちょっとこうしたほうがいいとかというのがあれば変えますけどもいかがですか。大丈夫ですか。何かありますか？ ぜひ何かあったら言ってやってください。大丈夫ですか？ では、この進め方でいかせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、ここで運営委員会の報告に入らせていただきます。よろしく願いします。

## ○NUMO

それでは5月16日に行いました運営委員会についてご報告申し上げます。ご報告は3点ございます。

まず、本日の14回の内容と進め方について確認しておりますが、本日は先ほどご事情ご説明したとおり、そしてまた大浦さんから進め方を確認していただいたとおりで進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目ですが、対話の場の委員の交代についてでございます。2名の委員の方が、先の村議会議員選挙で当選されております。これに伴いまして、今回から2団体の委員の方が交代しております。1名の方が新たにご参加いただくことになりまして、1名の方は公募から団体所属という位置づけで引き続きご参加していただくことになりました。従いまして、委員の総数は19名から18名で、この後、進めていただくということになってございます。

続きまして3点目になりますが、今回退任された委員の一人が運営委員でございましたので、本日この回で運営委員の方を1名選出いただきたいと思いますと思っております。会則では、委員の皆さまの互選による選出ということになっております。この進め方、進行につきましては、こちらも大浦さんのほうからお願いをしたいと思います。

事務局のほうは以上です。

## ○ファシリテーター

ありがとうございます。まず先に進む前に、今、事務局から運営委員会の内容について説明がありましたけども、運営委員の方、今お二方来ていただいておりますが、今の説明の中で漏れだとか落ちだとか、こぼれだとか間違っていることとかありませんかね。大丈夫ですかね。では先に進みましょう。

今お話があったように、運営委員の方1名欠員が出まして現在2名になっております。規則で

3名と謳っているのですが、あと1名、現状で行けば補充しなければならないんですけど、これ補充するということで皆さんよろしいですかね。「いや、もう2人でいい」とかでいうのであれば2人にしてしまいますけど大丈夫ですかね。前回選んだときには「やってくださる方」ということで立候補してくださる方を募ったんですけども、そのやり方でよろしいですか。いいですかね。

では、やってくださるという方いらっしゃいますかね。お一方、手が挙がった。他にいらっしゃいませんか。ありがとうございます。では、お一方のようなんですけども、皆さん方いかがでしょう。今、手を挙げてくださった方、名前申し上げてよろしいですか。〇〇さんですけども、〇〇さんでよろしいでしょうか。ご異議なければ、できれば拍手していただきたい。

はい、どうもありがとうございます。皆さん方ご同意いただいたということで、ここから〇〇さん、どうかよろしく願いいたします。お手数をおかけしますが、どうかよろしくご指導ください、私たちのことを。運営委員会ですね、毎回やらせていただいています、結構、私どもが作っていく、「こんなふうにしたらいいでしょうか」と思ってイメージして作っていく原案と、運営委員の皆さん方から、「いや、村の実情としてはこっちのほうがいいんじゃないか」と言っていてすり合わせていくことで、実は対話の場ってずいぶんかたちが変わってきています。こなれてきているので、これからも皆さん方と相談しながら是非いい場にさせていただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、運営委員会の報告を終わって、文献調査の中間報告に進んでいきましょう。文献調査ですけども、今日なんの話をするかということで、文献調査ですけども、今まさしくまとめているところなのかな。文献を収集して、文献を読み解いて、それをどういうふうに評価するんですかという評価方法の検討もやりながら評価をやっていくというのが文献調査の流れで、今この辺をやっているんですね、きっとね。評価方法の検討と評価を並行してやっていっているという状況なんだと思います。文献調査は、こんなような項目から評価するというふうに決まっています。一つは最終処分法という法律があって、その法律で定められている要件みたいなものがあるんですけど。それともう一つ、技術的観点からこういうことを検討したほうがいいんじゃないでしょうか、ということも追加になっていて、この2つについては、今日来てくれる兵藤さんのほうで説明していただいていることになります。

今日お話しするのは、経済社会的観点とあって、また別の観点から文献調査の結果について評価したり整理したりしてるというプロセスがあるようなので今日、経済社会的観点についてお話をさせていただきたいと思います。

それでは、担当の方よろしくお願ひします。

## (2) 文献調査の進捗状況について

### ○NUMO

改めまして、こんばんは。ここからのパートを担当します NUMO の真保と申します。どうぞよろしくお願ひします。いつも私この対話の場でテーブルの中に入らせてもらいまして、いつも書記係というんですかね、付箋を書いて、最後皆さんで発表するそのお手伝いさせていただいた

んですけども、今日は経済社会的観点からの検討というパートをお話しさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

今ほど大浦さんから文献調査のいろんな項目があつて、その中で今日はこのパートですよ、という話がありましたけども、経済社会的観点ってちょっとザクツとしていますよね。経済社会的観点っていろいろあるかなと思うのです。皆さんのお手元の資料にもありますけども。いろいろあるんですけども、今回の文献調査の段階では、とりあえず「経済社会的観点というのはこういうことで決めましょう」ということを、これまで国の審議会で決めてまいりました。それが、皆さんの資料をめぐっていただきまして2ページです。先ほど大浦さんから話がありました3つのカテゴリーの中の、ちょっと絵は違いますが、ここで言うと右下の部分。経済社会的な観点からの検討は、土地の利用制限などについて検討を実施します、整理します、こういうふうに行うてきました。

経済社会的観点の後に土地の利用制限と言いました。では、土地の利用制限って何って。3ページで、2020年ちょうど神恵内村で文献調査が始まりますというときの計画書からの抜粋ですけども、ここにも経済社会的観点からの検討も実施します、その中で、土地の利用制限などの検討も実施します、こういうふうに行うてありました。また、その直前の国の審議会、放射性廃棄物ワーキング、9月6日のワーキングでも同じようなことが整理されていまして、この処分場の選定とか、あるいは選定のための調査を行う際の土地の利用制限や考慮すべき点について整理をする、こういうふうに行うて、これまで検討してまいりました。

では、そもそも土地の利用制限って何なんですかね、ということです。土地って、勝手に建物建てたり、あるいは切土したり、盛り土したり、勝手に穴開けたりしないでね、といういろいろ実は法律で制限がかけられています。その法律にどんなものがあるかというのをちょっと調べてみましょうというのが、次のページの4ページです。

皆さんもご存知かもしれませんが、いろんな土地の制限がかかっています。例えば、農地法ですとか森林法ですとか自然公園法ですとか、ここ勝手に切っちゃいけないよとか、さっきも申し上げましたが建物建てちゃいけないよとか、いろんな法律がかかっています。特に戦後、戦争が終わった後にいろんな法律が出来てきたんですね。都市計画法もそうですけども、このページの右側にあるような法律がいろいろ出来てきたんです。それを取りまとめるかたちで昭和49年になりますけども、真ん中にあります国土利用計画法という法律が今の国土交通省の所管で決められました。これが大元になってその下にいろんな個々の、個別規制法と呼んでいますけども、そういうものが整理されました。この文献調査地区、今回でいうと例えば神恵内村のこの地区について国土利用計画法に基づいて、右にありますけども、これから申し上げます都市地域とか農業地域とか、それぞれにかかっている法律に基づいて、この地域どんな制限がかかっているのかなというのを整理しましょうということなんです。次のページご覧ください、5ページです。

法律用語ですのでちょっと難しい言葉もあるのですが、なるべく正確に書かなきゃいけないなと思って書きました。左の列に都市地域から農業地域、森林地域等々書いてありまして、法律ではこのようにそれぞれ謳ってあります。運用上の定義はこういう定義です、ということを書いてあります。これを読み解いていきます。

次のページ見てください、6 ページです。例えば日本全国、今こういう法律で網がかかっていますよ、と申しあげましたけども、これがサンプル図です。真ん中に、実はこれ瀬戸内海のある県の地図なんですけども、そのサンプル例が国土交通省のホームページに出ていましたので、これ拾ってきました。右のほうに先ほど申しあげた都市地域とか農業地域の網がかかっています、よく見ると、1つの地域で複数の法律の規制がかかっているところがあります。調べた方によると、日本の網を全部かけると 1.5 倍くらいの面積になっちゃうそうなので、ダブルカウント、トリプルカウントがあるという所もあるそうですので、そうご認識ください。逆に、全く何も規制のかかってない白地と言っていますけれども、全く白くなっている所、こういう所もあります。こういうのがサンプルです。これを 5 地域ごとに色分けされているデータベースが、今申しあげた国土交通省ですとか、あるいは今は環境省のホームページにも載っていますので、これを基本に調べていきたいと思いますという作業を進めていきたいなと思っています。

次のページご覧ください。7 ページです。具体的な、特徴的な、申しあげた地域ごとの規制のかかっている地域の名称と、どんな規制がかかっているのかという代表例として取り上げたものです。これ以外にもいろいろとあるのですが、代表的なものと思ってご覧ください。

8 ページご覧ください。「その他共通事項」ということです。今、国土利用計画法に基づいて 5 地域だということを申しあげましたけども、それ以外にも平成 29 年 4 月に国土交通省国土政策局というところから、これにかかる運用指針というものも出てまして、土地の利用制限の共通事項というべき項目についてもできる限り配慮することを要請しています。①、②、③、④あるんですけども、公害の防止、それから自然環境及び農林地の保全、③歴史的風土の保全、④治山、治水等とあります。これ私どもがやっているのは文献調査ですので、文献調査の段階で何を避けなきゃならないかということなんですけども、公害の防止というのはこれから人間が行う行為ですので、いくらでもコントロールはできる話なんです。2 番目の自然環境及び農林地の保全というのは、先ほど申しあげた自然公園法ですとか農振法とかに重なる部分がありますので、ここはラップしていますからいいかなと。逆に 3 番 4 番、歴史的風土の保存とか治山、治水等というのは、この文献調査の段階でチェックしておかないといけないんじゃないかなと思って。具体的に、その下の表の、どんなことを見ているかというのを書きましたけども、歴史的風土の保存については景観とか文化財、景観法とか文化財保護法って皆さんお聞きになったことがあるかなと思いますけども、こういう法律が個別規制法としてありますので、ここで何かかかってないかなということを確認するということです。それから、治山、治水等に関しましては、国土防災で土砂災害防止法がございますので、それについてもどんな規制がかかっているのかなということを見ていこうという考え方です。

続きまして 9 ページです。今申しあげた法律の体系を理解したうえで、どういうふうに整理していきますかということです。これまでも皆さんのこの場でお話をうちの兵藤がさせていただきましたけれども、文献調査ですので現地には入らないと。公開情報で皆さんと同様に私どもは入手できるデータを持ってデータ収集を基本とします。ですので、国土交通省のネットワークシステムですとか、環境省の EADAS (イーダス) というデータベースとか、あるいはその他の公開情報、これに基づいてまずはデータを見ます。先ほど申しあげた 5 地域ですね。都市地域から自然

保全地域までの関係するこの地域の法令と、それから最後に申し上げた景観、文化財、国土防災にかかる法令を一つ一つ見ていきまして、最後ちょっと、前のほうのスクリーンでは切れちゃっていますけど、皆さんのお手元は見えますかね、調査対象地域を関係法令ごとに確認するという作業を行います。一番左は、土地利用制限は原則許可されない地域。原則的には土地利用、ここを勝手に使っちゃいけないよ、という地域です。これ一番厳しいところです。逆に、右側③と書いていますけども、土地利用制限がない地域というの也有ります。この5地域とか景観法とかの何も網もかかっていない地域もあります。真ん中にあるのが、これは実は多いんですけども、土地の利用制限がある地域があります。ただし、大臣や道知事の許可とか、場合によっては市町村長の許可とかによって、この制限を解除するための手続きがある地域があります。これは2番目です。この①、②、③の地域の、この地域、この地域がどれに当てはまるのかというのを見ていくこと。こういうような流れで、この文献調査の中の「経済社会観点からの検討」については検討を進めてまいりますということを、先月5月23日の放射性廃棄物ワーキングという国の審議会で私どもから提案をさせていただきました。そうしましたら、委員の皆さんからこんな意見が出てきました。10ページの一番上に書いてあります。

概ね理解できましたけど、NUMOの説明だけじゃなくて専門家の意見も聞かせてほしいな、こういう意見でした。個別の意見としましては、基本的な問題、進め方は問題ないと思うんですけども、建設操業だけでも100年、その後のモニタリングでも数百年かかると言っているけれども、果たしてこれ今の法律だけでどうやって考えればいいのかという問題提起がありました。また2つ目のご意見は、内容としては理解しました。でも、専門性がある方々から助言とかチェックをもらうようにしてほしい。3番目の意見も2番目と同じようなご意見ですけども、このワーキングでチェックしてもらって審議の場を設けるとか、あるいはよく検討してほしい。現段階では法令上の最低限のチェックでもいいかもしれないですけども、これから必ず重要性が増してくる項目だからというお願い、ということで、先ほど申し上げた5月のワーキングは第39回でしたけども、次回40回に向けて、まずは専門家のご意見を伺ってまいりましょうということに今なっていますということです。ですので、今申し上げた考え方が確定しましたというわけではないんですけども、こういう方法で今検討しています。あと、専門家のお墨付きと言いますか、ご意見を伺ってもう1回、国の審議会にかけてみましょうか、という段階でございます。

ここまでよろしいでしょうかね。

では、今申し上げた案を、仮に神恵内村に適用してみるとどんなふうになるのかなというのを次のページから見ていただきたいと思います。

まず11ページをご覧ください。都市地域の網がかかっているかというフィルターですけども、神恵内村には都市地域のフィルターはかかっていませんでした。都市が無いわけじゃないですけど、都市地域にカテゴリーされている所はありませんでした。

次のページをご覧ください。農業地域。これも見たのですけれども、農業地域とか農用地区域というふうな定義をされている所はありませんでした。実際にそこは田んぼになっているとか畑になっているとかそれとは別の話で、そこを農業地域ですよ、農用地区域ですよと決めた所はありませんでしたということですのでご理解ください。



続きまして、森林地域です。左側が国有林、右側が民有林です。これを両方重ねると、ほぼほぼ神恵内の全域は森林地域だということが理解できるかなと思います。次の 14 ページをご覧ください。

国有林の保安林が左側、右側が民有林の保安林ですけども、保安林というのは勝手に切っちゃいけません。山の保全のために、あるいは保水のために、この地域が土砂崩れとか起こさないために勝手に切っちゃいけないと森林法で決めたこの地域が、こういう網がかかっていますのが、このページ、森林地域ということが分かりました。保安林に大半が指定されていますけれども、北海道知事の許可及び市町村長への届出があれば指定の解除をすることが可能なことがある、こういうふうに書いてありました。なので、木を 1 本も切っちゃいけませんよとか、そういうわけではないということです。

続きまして、自然公園地域です。15 ページになります。左の地図と右の地図はちょっと縮尺が違うんですけども、左が積丹半島が大きく入っているもので、そのうち神恵内地区をクローズアップしたのが 15 ページの右側です。自然公園法で、ニセコ積丹小樽海岸国定公園という地域に、この神恵内の地域は、海側のほうが特に指定されています。第 2 種特別地域、それから第 3 種特別地域、それから普通地域という 3 つのカテゴリーによってこの地区は指定されているんですけども、この地区でもし開発行為、切土をしたり盛り土をしたり、穴を開けたりしようとする場合には、北海道知事への申請や許可、あるいは届出がその都度必要になります。こういうふうに書いてあります。

続きまして、自然環境保全地域です。先ほどの地図とちょっと似ているんですけども、自然環境保全地域で特徴的なのは、地図の中の赤丸で点、点、点で囲った地域が、神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林、こういう名称で言われている地区がありまして、ここの所のトドマツを主体とした林がとても希少なので、ここは保護しなきゃならないという指定がされています。こういったことが分かっています。ここまでが 5 地域の話です。

続きまして、景観です。17 ページです。景観法に基づくと、神恵内村全域が景観区域に指定されていて、届出の対象行為が規定されています。何かしたいと思ったら、景観法によって届出をしなければならないということです。

続いて、文化財です。文化財保護法で、埋蔵文化財包蔵地というものが存在されているというふうに記録で出てまいりました。この場合、工事の着手前には地元教育委員会へ届出が必要である、こういうふうに書かれています。

最後 19 ページです。国土防災。国土防災に関しましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があることが分かりました。この場所で開発行為を行う場合には、道知事の許可が必要であるということが分かりました。ということであります。

これから今の申し上げた都市地域から国土防災までをまとめてみますと、最後の 20 ページになりますけども、一番厳しいのはおそらく神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林。ここで開発しようと思うと、ここでボーリングをしようと思うと、これで何かしようと思うのは、なかなか許可はできないでしょうということです。逆に申し上げますと、他の地域ではいろんな届出基準を満たせば、調査をしたりすることは可能かなという感じで見えていますということです。

ということで、ご用意した資料は以上なのですけれども、元に戻っていただきまして 2 ページ、冒頭で大浦さんがお話ししてくださったことなのですけれども、今日は経済社会的検討のところの土地の利用制限についてお話しさせていただきました。これまで NUMO の兵藤から前回までのところで、技術的には火山のところとか、あるいは鉱物資源の話とか隆起と侵食とか、それらの技術的観点からの検討ですとか、最終処分法によって定められた法定要件とか、これらの要素を総合的に勘案して、ではこの地域のどこだったら問題ないのか、ここはダメなのかということを経済的に判断してまいります、ということ、これから最後取りまとめになっているところかなと思っています。

ということで、先日行いました 5 月 23 日の国の審議会の報告と、それに基づいて仮に、ですけれども、それがその考え方のおりとなったら、神恵内に適用するとこんな感じになりますよ、ということ、お時間をいただきまして、ご説明させていただきました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。皆さん方から、なんか質問とかご意見とかありますか。

○委員

今、話の中で、神恵内に該当するという資料、ちょっと面白く見ていたんですが、その中で届出というのと認可というのがあるんですけど、この届出というのは、「やりたい」という届出のみ。審査があるとかということではない？

○NUMO

許認可と届出ですが、届出のほうが手続き的には簡単です。例えば、事業者がこうやりたいということを書面で書いて、道知事ですとか大臣に出せば基本的に OK なのが届出。許可とか許認可というと、更にそれで丸とかダメとか言われることが多いのが許認可。こんな考えでよろしいかと思います。

○ファシリテーター

よろしいですか。ありがとうございます。後、なにか皆さんからありますか。  
なに？ 神恵内にトドマツの遺伝資源希少個体群保護林というのがあるんですね。

○NUMO

皆さん、ご存知でしたか？

○ファシリテーター

ご存知の方いらっしゃいます？  
意外に知らないでしょ。

## ○NUMO

地元の方でも意外と知らない。もしかしたら観光名所になるかもしれませんね。

## ○ファシリテーター

たぶんここに自然のかたちの林が残っているということ？森が残っているということ？

## ○NUMO

私、この専門家ではないんですけど、単なる自然原生林じゃなくて遺伝的に貴重なんだと思います。ここにしか無いということなんだと思います。

## ○ファシリテーター

なるほどね。分かりました。ということだそうで、少なくともそこは、やるとしたら相当大変とか、あんまりやるのは難しそうだけでも、それ以外の所はなんか許可を取ればできるかもしれないという場所だったということですね。分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、後半の話にいきましょう。先ほどお話をしたように、以前、皆さん方にまちおこしというか、神恵内将来こうなってほしいだとか、こういう課題があるだとかといったことのお話と、あと交付金の話、今日、畠山さん来てくださっていますけども、北海道経産局の方にテーブルに入っていて、交付金ってこんな仕組みになってんだよね、こんな使い方ができるんだよね、というお話を聞きながら神恵内の村の将来について皆さんに話をさせていただくという時間を取ったというのを、結構長い時間を取ってお話をさせていただきました。あの時の付箋は、僕今日データを持っているんですけど細かい字なのでお見せしませんが、全部で付箋が 200 枚ぐらい出ています。すごい数の付箋が出ていて、その 200 枚ぐらいの付箋を、いろんな話題、例えば神恵内の将来に関することだとか、ビジョンだとかといったものが出てきたんですけども、それをずっとまとめていくと、考えられる政策ということに関していくと、いくつかのカテゴリーに分けられるなと思って気がついた。1 つは漁業。漁業の振興こうあってほしいというのがいくつかありました。ウニの養殖の話とか、僕も知っている。ふるさと納税とかでやっていますよね。ウニの養殖の話だとか、後継者選びをどうすればいい、後継者をどうやって育てていくのかみたいな意見がありました。あと子育ての話。歯列矯正の話だとか出てきたのがすごく印象に残っています。子育ての話。あと公共交通をこれからどうやって維持していくんだ。今日もバスを見ながら佐野さんとね、公共交通の話で聞いたやつだよとか言いながら、神恵内の村のマークがついたバスだとか大型の車とか見て、「あれなのかな」という話をしていました。それと観光。意外にこの観光がね、そんなに出てきてないんですよ。項目として。観光、IT の話、富士通さんが入っているんですけど。そのお話だとか、あと教育をどうするんだといったような 6 つぐらいのテーマに大きく分けることができたと思うんですよ。ただ、前の問いかけはすごく漠然として聞いているので、どれかのテーマについてもうちよっと考えれば、もう少しなんか方法があるかもしれないとか、もっとなんか政策があるかもしれないというふうに思って聞いていて、後

半の時間帯で、漁業、観光、IT、公共交通、教育、子育て、6つのテーマのうちどのお話をしたいですかということで、どれかのテーマを選んで、そのテーマについてこの村にはこんな選択肢があるんじゃないかというのでいいです、妄想でもいいです。こんな意見があります、というのを出していただくという時間を取りたいなと思っています。いいですかね。どんなことやるか。あんなことやりたいとかこんなことやればいい、無責任なお話です。今日はね。そういうお話をさせていただく時間を取りたいと思います。ただ、テーマがたくさんあるので話したい話があるんじゃないかと思っています。これから、「どれをお話したいですか」というのを聞きますので、すみません、どれか1つに手を挙げてください。6つのうちどれか1つに。どれがいいか。上から4つのテーブル作ります。前にもやったよね。こんなような話をね。ただそれは事前にアンケート取ったんですけど、上から4つ、どれか1つ手を挙げてください。ファシリテーター、すみません、自分のテーブルでどれが一番多かったかくらい覚えておいて。数だけ。

いいです？ 大体決まりました？ これ手挙げようとかって決まった？

漁業の話がしたい。2人。

観光の話がしたい。4人。

IT。いない。

教育と子育てだったらやりたいという人。それでいきましょう。4人。

それと公共交通。2人。

どうなったそれで。

○ファシリテーター

漁業が2人、観光が4人、ITなし、子育て教育が4人、公共交通が2人

○ファシリテーター

では、それで分けましょう。

観光2人以上いたテーブルある？ では、ここのテーブル観光にしましょう。

子育て教育、2人以上いたテーブルある？ そこ子育て教育。

公共交通、こっちのテーブル漁業でいきます。

今のテーブルに残ってもいいし、今言った中のどれかのテーブルに行っていただいても構いません。この後、休憩を取りますので、休憩の間にテーブル、すみません移動していただいて、そのテーマについて後半をお話ししていただければと思います。進め方、大丈夫でしょうか。

それではこれで1回切ろうと思います。少し10分間、19時25分まで休憩とします。

(3) テーブルワーク（映像のみ公開）

(4) 振り返り

○ファシリテーター

これから今までのお話の共有を始めていきたいと思っています。途中で、画像だけ見てくださっ

た方いらっしゃるかもしれません。みんなで、まちづくりについて、神恵内村の将来ありうべきとか、こんなもんがあるかもしれないという、まちづくりの方法についてみんなでお話をしましたが、途中で1回少し時間を取って、それぞれのテーブルでどんなお話をしていますか、ということについては、ここにいる皆さん方の中ではみんなで集まって共有をするという時間を1回取っています。この皆さん方にとっては2回目になります。

各テーブルでいろんな意見が出ているんですけども、どんな話が出たのか共有したいと思います。このテーブルで、今日の文献調査の報告について追加で聞きたいという話があったようなので、その話から先に聞きましょう。

#### ○テーブルファシリテーター

今日の文献調査の報告をお聞きして、グループの中の参加者から質問が出ておりました。これは、グループの中でも全員ここは興味を持っていたところなのでここで聞いてみたいと思います。

まず、神恵内のトドマツ遺伝資源希少個体群保護林というのがあって、ここは避けなきゃならない所だね、という報告を受けたんですけども、これってどれぐらい貴重なものなのかとか、そもそもこれってどういうものなのかなというところが分からないので、是非調べて伝えていただきたいなど。もしかすると、とてつもない神恵内の資源になるかもしれないなどという話も膨らんでいたもので、是非ここは教えていただきたいと思っています。

#### ○ファシリテーター

ありがとうございます。NUMOのほうからとりあえず答えられるところまででも答えてもらおうと思います。お願いします。

#### ○NUMO

ご質問ありがとうございます。私たち NUMO でも、これを調べたんですね。そもそも自然林の森林とかトドマツの研究者じゃないので、どんどん調べていきました。見つけたのは、林野庁のホームページの北海道森林管理局がありまして、そこに書いてあったのがこの神恵内ではこれだけだったんです。説明でトドマツが皆さんの頭にインプットされたと思いますけど、このホームページを見ますと、トドマツを中心にシナノキとかミズナラ等も混ざって生えています、ということなんです。下は笹が生えていますということなので、もしかするとパッと見たときには分かりにくいかもしれないです。そんな感じですよ。この林野庁のホームページを見ますと、北海道に同じようなこの希少群保護林というのは168カ所あるそうです。まあまああるなど、ちょっとがっかりしたような。なんですけど、ここには入っちゃいけないよという認識を私たちはしています。そういうことです。

#### ○ファシリテーター

それぐらいの説明でいいですか。大丈夫ですか。

○テーブルファシリテーター

もうちょっと次回でよろしいので、もうちょっと。いっぱいあるのも分かりました、でも、入っちゃいけないって、実際神恵内にはどういうものがあるのかとか、それが貴重なのかどうかというのは、もう少し分かるように説明していただけると嬉しいな。

○NUMO

貴重は貴重だと思いますので、それがどんな感じかというのはイメージしやすいように調べておきます。

○テーブルファシリテーター

お願いします。

○ファシリテーター

よろしくお願いします。

それ以外のテーマについて共有しようと思います。とはいえ、櫻木さん準備ができてないだろうから、櫻木さんに準備してもらって、杉田さんから行こうか。

○テーブルファシリテーター

よろしくお願いします。教育・子育ての分野です。すみません、すごく流れがあるので、このまま持ってきちゃいました。ここは子育てに関してのサービスはとでも進んでいるのだけでも、田舎すぎるので、実際ものがある中で育った若者がここで子育てをするかとなると、コンビニとかが無くてとても不便なので定着しないという部分がある。そして、学校の受け入れ、例えば、実習とかの受け入れとか新たに学校を造るとかという話もありましたが、でもそれをする事によって大学生が住むためのアパートができるとかという考え方もあるけれども、その人たちが卒業した後、村に戻るための仕事があるのかというと少ない。なので、働く場を作るというのが必要だよ。ということは、つまり仕事を持っている人が入りやすい環境とか手に職をつけやすい環境というのが必要で、人が集まる村にしていくというところが必要なので、教育・子育てだけで夢物語を膨らませるということではなくて、全体の話が必要だよ、ということ、結局企業を誘致して工場を建てるとか、期間限定でも働いている間は人が住んでくれるという企業の誘致をする必要があるよね。教育・子育ての次として、働く環境というのを作る必要があるよね。という話は出ていました。あと、空き家の活用だったりとか、今、山のところを開拓するとかという話も現状のことを考えるとそんな簡単な話ではないのでなかなか難しいよね、という話も出ていました。

以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。ここは拾ってなかったみたいなのありますか？ 大丈夫です

か？

では、らいちゃんのところ行こうか。

#### ○テーブルファシリテーター

Aチーム漁業のテーブルです。漁業について大変盛り上がりました。最初ちょっと真面目な話から始まりました。漁業を取り巻く現状とか、規制とか、水産資源のこと。獲れる魚種がどんどん変わってきていて、商品価値の低い魚が増えてきてしまっているという話から始まったんですけども、でも暗い話ばかりじゃないよ、明るいこともあるよ、と。いろいろな魚種があるんですけども、加工して付加価値をつけて売り出しているという話であるとか、そして、うなぎの養殖事業が始まります、という話が出てきました。ここからまた話がどんどん膨らんできまして、うなぎの養殖もなんですけど他にもいろいろなものを神恵内で養殖しているから、その養殖場を1箇所を集めて見学できるような場所、観光スポットを作ったらいいんじゃないかというお話が出て前半が終わりました。

後半、漁業と観光を結びつけるというところから、すみません、ちょっと隣のテーマをなんか食っちゃってますけど、漁業を観光に結びつけるというところから、今度ウニの話が出てきました。ウニと言えばこれからの季節、積丹のウニが有名なんですけど、ウニの値段が今どんどん上がっているんだそうです。夏のウニも値段が上がっているけど冬ウニ。ウニって冬は食べられない、獲れないんですけど、神恵内では野菜を食べさせて冬にもウニを育てていて、それ希少価値がとても高いのでとても値段が高く売れる。どこに売れるかというところニセコ倶知安の外国人観光客がたくさん来る所、ホテルとかに売っていける。インバウンドの観光もこれからどんどん復活していけるので、これはとても明るい材料ですよ、という話が出てきました。そして観光、売れるものはあるんですけども、じゃあ来てもらうものって何かないかなという話が出てきて、“宝引き(ほうびき)”という面白いゲームの話が出てきたところで時間切れになってしまいました。“宝引き(ほうびき)”がどんなのかは後で聞いてみたいと思います。とてもエキサイティングなゲームだそうです。

以上です。

#### ○ファシリテーター

どうもありがとうございました。ゲームの話は、なんかちらっと聞いたことがあるな。ありがとうございました。これは拾ってないとかってありますか？ 大丈夫ですか？

では次、古家さんところ行きましょうかね。

すごい数の付箋が出ているんですよ。たしかに。

#### ○テーブルファシリテーター

もっと話したんですけど、一番推したいのが道の駅改革だったので道の駅についてのみ持ってきました。お願いします。

道の駅は観光の拠点だよ、というお話で、今やっぱり飲食が出来ない事が非常に残念、とい

うのも、神恵内を通過させない仕組みが欲しい。そのときに飲食は必要だと思うし、その通過させない仕組みでいっぱいアイデアが出た状況です。子どもの遊び場があったら家族連れが来るよね、だとか、テラス席も欲しいし、夕日はやっぱりすごく綺麗ということで、札幌から移住された方も本当にそれは綺麗というのと、プラス月も日本海に落ちるといのが見られるんです、というお話があって、それをセットにするとお泊まりで売れるんじゃないかというお話がありました。あと星空も。そういうお話もあって、夕日売るのに夕日のパフェとかソーダがあれば飲食できるスポットにもなるし、ちょっと道の駅の都合で中に厨房がないという話があったので、屋台、キッチンカーとか、トレーラーハウスかなというお話もあって、温泉も有名だから足湯ができたらいいな、というところですね。最後に、フォトスポットで夕日を素敵に撮れる額縁だけ用意したりとか、夕日のろうそくのような写真が撮れるようなスポットとかで YouTube 配信、インスタ映えとか、そういうのができたらすごく魅力的になるんじゃないかというところで大変盛り上がりました。

以上です。

#### ○ファシリテーター

どうもありがとうございました。たくさん付箋があったんだけど、よくまとめてくれました。ありがとうございます。何かこれ拾ってほしいというのありますか？ 大丈夫かな。

最後、櫻木さんのところをお願いします。

#### ○テーブルファシリテーター

交通の話です。中間でも説明したんですけども、神恵内でまず用事は済ませて、次に行くところが岩内で、その次が小樽、札幌と行くんですけども、現状では日帰りで行けるのは岩内までです。では「何しに買い物に行くのかね？」と聞いたときに、基本的には岩内に行くことが多いんだけど、これって病院と買い物ですよ、という話をして、じゃ交通というのが「行く」というのと「来てもらう」という 2 つ考えられるんじゃないかなという話をして、「来てもらう」というのであれば往診、総合病院から往診に来てもらうとか、移動販売車、ただし地元企業との連携で動いてもらうみたいなことで、手元に物が届くということがまず 1 つ、これも公共交通と考えていいんじゃないかなという話をしておりました。

「行く」というところになると、実際、今公共バスが廃止になって、たつ姫号というのが試験運用されていたりとかしているの、これをうまく活用していこうかというのと、プラスしてそれぞれ町の方が出かける際に、近所に「一緒に行きませんか」と声をかけるという運動も新しい交通として考えられるのかなと。これが発展していくと、スマホでマッチングをして乗り合いをして、自家用車を使っていく。タイとかだとすでにこういうサービスが機能していて動いているということなので、公共交通と言っちゃうんだけど、「行く」というのと「来てもらう」というのと両方がかんがえていくと便利な町になるんじゃないかという話をしておりました。

以上です。



### ○ファシリテーター

どうもありがとうございました。大丈夫ですかね、他に何か拾ってもらえてないことないですかね？

どうもありがとうございました。大体いい時間になりましたね。皆さんのお話を聞いていると、元々与えられている1つのテーブルのテーマって、例えば漁業なら漁業というテーマがあるんですけども、議論を深めていくとそこだけで事が済まなくなってきた、やっぱり観光と結びつけるだとか、教育と結びつけるだとかいうことで政策ってもうちょっと大きな枠組みで考えなきゃならないとか、全体としての像としてどう見るかみたいなのが結構いろんな意見が出てくるんだなと思って見ていました。これから先、まだこのテーマたくさん話ができるというか、しなきゃいけないことだと思っていて、また時期を見て、皆さん方と今日の話も整理しながら扱っていきたいと思います。よろしいでしょうか。何か一言言いたいとあって人いますか？

今日は急なプログラムの変更でしたけども付き合ってくださいまして、ありがとうございました。

### ○NUMO

それでは以上をもちまして第14回 対話の場を終了させていただきます。次回ですが、7月下旬から8月初旬あたりを予定したいと思いますが、夏場に入りますとますますご多忙の時期であろうかと思しますので、改めて皆さまにご予定を伺いして調整して決めさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。